

改正

平成24年 5月 8日告示第50号
平成24年12月28日告示第131号
平成26年 3月27日告示第19号
平成29年 3月31日告示第20号

鳥羽市等級別格付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥羽市建設工事等入札参加資格審査要綱（平成22年告示第50号）第8条第2項の規定に基づき、市が発注する建設工事の適正な施工を確保するため、鳥羽市契約規則（平成26年規則第1号）第3条に規定する名簿に登録された者（以下「名簿登録者」という。）の等級別格付に関し必要な事項を定めるものとする。

(等級別格付対象業種)

第2条 等級別格付の対象となる建設工事は、土木工事、建築工事及び水道工事とする。

(等級別格付対象者)

第3条 等級別格付の対象者は、市内に本店を有する名簿登録者とする。

2 新たに等級別格付を希望する者は、市長に対し申し出るものとする。

3 市長は、工事施工能力が一定の水準以下等の理由により等級別格付の対象者として不適当であると認められる場合は、等級別格付の対象者としなないことができる。

(等級別格付方法)

第4条 等級別格付の方法は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定に基づく経営事項審査による結果の総合値（以下「客観点数」という。）及び工事成績評定点から求める別表第1に定める付与数値（以下「主観点数」という。）の合計（以下「総合点数」という。）により、第2条で規定する対象業種別にAからCまでの等級別に格付をする。

2 前項の等級別格付に対する総合点数の基準は、その都度定める。

(等級別格付の調整)

第5条 前条第1項の等級別格付を付与する場合において、次の各号に該当する者については、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規に等級別格付を付与する者（対象業種の追加を含む。）については、最下位等級に格付するものとする。

(2) 土木工事及び建築工事において、前条第2項に定める基準により最上位等級の総合点数を満たす者が法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有しない場合は、最上位等級に格付しないものとする。

(等級別格付の審査)

第6条 等級別格付の審査は、鳥羽市建設工事等入札参加資格審査会規程（昭和58年規程第3号）第2条に基づき設置された鳥羽市建設工事等入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）において行う。

(等級別格付の有効期間)

第7条 等級別格付は毎年5月に行い、その有効期間は6月1日から翌年の5月31日までとする。

2 前項に規定する有効期間中に、新たに等級別格付を付与した者の有効期間は、付与した日から前項に規定する有効期限までとする。

(等級別格付の公表)

第8条 市長は、等級別格付を付与した者の等級別格付名簿を作成し、公表するものとする。

(発注基準)

第9条 第4条の規定により等級別格付をした者に対する建設工事発注に係る基準は別表第2のとおりとする。ただし、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1億5,000万円以上の建設工事発注に係る基準にあっては、その都度、審査会において決定するものとする。

2 次の各号に掲げる工事は、特に必要と認めるときは、前項の基準によらないことができる。

(1) 特殊な機械器具を購入又は設置する工事

(2) 特殊な工法又は特殊な技術、機械を必要とする工事等

(3) 材料が特殊な製品である工事

- (4) 数年度にわたり継続して施工する工事
 - (5) 災害時における応急工事等
 - (6) 主として請け負った工事と密接な関連のある工事等
 - (7) 工法上特に品質及び施工管理を必要とする工事
 - (8) 離島及びへき地等特殊な地域における工事
 - (9) その他特に必要と認めた工事等
- (補則)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年5月8日告示第50号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成24年12月28日告示第131号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日前に付与された等級別格付は、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月27日告示第19号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第20号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年6月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

工事成績評定点区分	付与数値
90点以上	加算30点
85点以上90点未満	加算25点
80点以上85点未満	加算20点
75点以上80点未満	加算15点
70点以上75点未満	加算10点
65点以上70点未満	加算5点
64点以下	減算20点

※ 複数の工事实績のあるものについては、その工事成績評定点の平均とする。

別表第2 (第9条関係)

対象業種 等級別格付	土木工事	建築工事	水道工事
A	設計金額700万円以上1億5,000万円未満	設計金額700万円以上1億5,000万円未満	設計金額130万円以上1億5,000万円未満
B	設計金額130万円以上4,000万円未満	設計金額130万円以上4,000万円未満	設計金額130万円以上4,000万円未満
C	設計金額130万円以上700万円未満	設計金額130万円以上700万円未満	設計金額130万円以上700万円未満